

女性農業者のみなさんへ

農業者年金は今のあなたと
老後のあなたを応援します

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント
1

「終身年金」

で女性の長い老後を
しっかりサポート

ポイント
3

税制面で

**大きな
優遇措置**

ポイント
2

家族経営協定を
結ぶなどした方には

**保険料の
国庫補助**

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

原則60歳未満

国民年金の任意加入被保険者で
あれば、60歳以上65歳未満で
加入が可能です。

詳しくは…

農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント1

「終身年金」で、女性の長い老後をしっかりサポート

● 農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は夫婦お二人で約26.4万円が必要となるデータがあります。(令和7年総務省家計調査夫婦高齢者 無職世帯より)

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約14.2万円です。➡ **月額約12万円不足**

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年(85歳)、女性が24年(89歳)で、女性は男性より4年程長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

■ 農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫が87歳で亡くなったと仮定。夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入したとして比較。

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳以降の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額約7万1千円 妻 月額約7万1千円 計 月額約14万2千円 国民年金付加年金 夫 月額6千円 農業者年金 夫 月額約5万3千円 合計: 月額約 20万1千円	国民年金 妻 月額約7万1千円 国民年金付加年金 なし 農業者年金 なし 合計: 月額約 7万1千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額約7万1千円 妻 月額約7万1千円 計 月額約14万2千円 国民年金付加年金 夫 月額6千円 妻 月額6千円 計 月額1万2千円 農業者年金 夫 月額約5万3千円 妻 月額約4万7千円 計 月額約10万円 合計: 月額約 25万4千円	国民年金 妻 月額約7万1千円 国民年金付加年金 妻 月額6千円 農業者年金 妻 月額約4万7千円 合計: 月額約 12万4千円

【上記試算の条件及び留意事項】

- ・農業者年金の試算額については、65歳までの2.5%、65歳以降の予定利率は2.30%として行っています。
- ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%となっています。
- ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
- ・国民年金の年金額は、令和8年度の年金額の満額を基にしています。
- ・国民年金付加年金は、農業者年金と同時に加入したものととして算定しています。

ポイント2

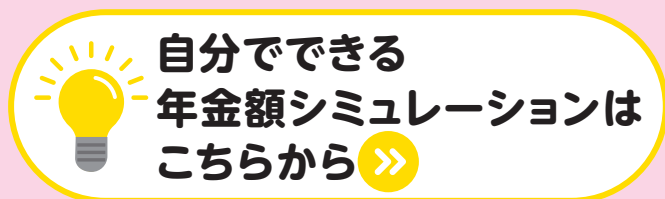
家族経営協定を結ぶなどした方には保険料の国庫補助

- ・認定農業者等で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶなどの一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。(月額2万円のうち最大1万円、通算で最大216万円)
- ・保険料の国庫補助分は、将来、家族経営協定を破棄等すれば、特例付加年金として受給することができます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来年金として受け取る際も控除の対象



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

● 企画調整室

TEL: 03-5919-0371

TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)又は個人型確定拠出年金(iDeCo)とは重複加入できませんのでご注意ください。